

令和 7 年 9 月 4 日

第 3 回 笠松町議会定例会議案

目 次

- 第 3 号報告 令和 6 年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 第 4 号報告 令和 6 年度笠松町資金不足比率の報告について
- 第 5 号報告 令和 4 年度及び令和 5 年度における笠松町健全化判断比率の修正について
- 第 6 号報告 放棄した債権の報告について
- 第 4 6 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について
- 第 4 7 号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第 4 8 号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第 4 9 号議案 笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 第 5 0 号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 1 号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 第 5 2 号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 3 号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 4 号議案 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 第 5 5 号議案 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 第 5 6 号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 第 5 7 号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について
- 第 5 8 号議案 町道の路線認定について
- 第 5 9 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 6 0 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 6 1 号議案 令和 7 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 6 2 号議案 令和 7 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 6 3 号議案 令和 7 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につい

て

第 6 4 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

第 6 5 号議案 令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 6 号議案 令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 7 号議案 令和 6 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 8 号議案 令和 6 年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

第 6 9 号議案 令和 6 年度笠松町下水道事業会計決算認定について

第 7 0 号議案 笠松町議会議員政治倫理条例について

第 7 1 号議案 笠松町議会議員政治倫理条例施行規則について

第 7 2 号議案 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

一 般 質 問

第 3 号報告

令和 6 年度笠松町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度笠松町健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6 . 2	3 8 . 1

第 4 号報告

令和 6 年度笠松町資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度笠松町資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—

第 5 号報告

令和 4 年度及び令和 5 年度における笠松町健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度及び令和 5 年度における笠松町健全化判断比率の修正について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 4 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

令和 4 年度

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
修正前	—	—	5. 8	38. 7
修正後	—	—	5. 6	36. 0

令和 5 年度

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
修正前	—	—	6. 4	37. 8
修正後	—	—	6. 2	35. 0

第 6 号報告

放棄した債権の報告について

笠松町水道事業の債権管理に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 1 号）第 6 条第 1 号の規定により債権を放棄したので、第 7 条の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

放棄事由	人数	金額	放棄年月日
時効期間満了	3 6 人	2 1 5 , 5 2 4 円	令和 7 年 3 月 3 1 日

第 4 6 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 7 年 7 月 1 6 日 専 決

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 7 年 7 月 16 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算書

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 7 年度笠松町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 240 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 695, 641 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 7 月 16 日 専 決

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
19繰越金		287,301	1,240	288,541
	1繰越金	287,301	1,240	288,541
歳入	合計	8,694,401	1,240	8,695,641

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1, 2 7 2, 3 4 0	1, 2 4 0	1, 2 7 3, 5 8 0
	2 企 画 費	2 5 1, 7 6 0	1, 2 4 0	2 5 3, 0 0 0
歳 出 合 計		8, 6 9 4, 4 0 1	1, 2 4 0	8, 6 9 5, 6 4 1

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	287,301	1,240	288,541	1 前年度繰越金	1,240	前年度繰越金
計	287,301	1,240	288,541			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	町 債	一 般 財 源	区 分	金 額		
									国 県 支 出 金	
1 企画総務費	241,790	1,240	243,030				1,240	18 負担金補助 及び交付金	1,240	商工会クーパーン事業補助金
計	251,760	1,240	253,000				1,240			

第 4 7 号議案

笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、次の者を笠松町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	棚 橋 重 廣
住 所	羽島郡笠松町北及 2 0 6 4 番地
生 年 月 日	昭和 2 3 年 1 1 月 1 8 日

氏 名	野 々 垣 隆
住 所	羽島郡笠松町月美町 8 5 番地
生 年 月 日	昭和 3 6 年 2 月 1 2 日

第 4 8 号議案

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推せんしたいから町議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	杉 山 詞 一
住 所	羽島郡笠松町円城寺 1 4 4 4 番地
生 年 月 日	昭和 2 7 年 8 月 2 日

氏 名	瀬 瀬 英 子
住 所	羽島郡笠松町田代 5 0 4 番地
生 年 月 日	昭和 4 4 年 7 月 1 7 日

第 4 9 号議案

笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例について

笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号。以下「法」という。）

第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、工場立地法施行規則（昭和 4 9 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）及び都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積 に対する割合	環境施設の面積の敷地 面積に対する割合
準工業地域	1 0 0 分の 1 0 以上	1 0 0 分の 1 5 以上
市街化調整区域	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上

- 2 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下この項において「緑地面積率」という。）の算定において、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 1 0 0 分の 5 0 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができ

ない。

- 3 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準用を定める条例（平成25年笠松町条例第15条）第3条に定める区域の範囲については、この条例の規定は適用しない。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の措置）

- 第4条 特定工場の敷地が前条第1項の表に規定する区域及び同表に規定する区域以外の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同表に規定する区域の敷地割合が高いときは当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合が高いときは当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用しない。

（隣接する地方公共団体の長との協議）

- 第5条 特定工場の敷地が本町に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

（委任）

- 第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 0 号議案

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第 5 1 号議案

笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について

笠松町政治倫理条例（平成 9 年笠松町条例第 1 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例

笠松町政治倫理条例（平成 9 年笠松町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「町議会議員（以下「議員」という。）及び」を削る。

第 2 条（見出しを含む。）中「議員及び」を削る。

第 3 条第 1 項中「議員及び」を削り、同項第 9 号中「地位を利用して、」を削り、同条第 2 項中「議員及び」を削る。

第 4 条第 2 項中「議員」を「町議会議員」に改める。

第 5 条第 1 項中「議員又は」及び「議員に係るものについては町議会議長（以下「議長」という。）に、町長に係るものについては」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前項の規定により送付を受けたとき又は第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条（見出しを含む。）中「議員又は」を削る。

第 9 条第 1 項中「議員又は」を削り、「議員については議会が、町長については町長が」を「町長は」に改め、「当該議員又は」を削り、同条第 2 項中「当該議員又は」を削り、同条第 3 項中「議会又は」を削る。

第 1 0 条第 1 項中「議員又は」及び「議会又は」を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 5 2 号議案

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年笠松町条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年笠松町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 5 条の 3 第 1 項」を「第 1 5 条の 4 第 1 項」に改める。

第 1 5 条の 4 を第 1 5 条の 5 とする。

第 1 5 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 5 条の 4 とし、第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 5 条の 3 任命権者は、笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松条例第 3 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 2 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （２） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （３） 育児休業条例第 2 2 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又

は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第 5 3 号議案

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松町条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 1 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 9 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であ

って、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別な事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別な事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2

項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の笠松町職員の育児休業等に関する条例第 1 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

（笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年笠松町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

第 5 4 号議案

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約(平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号)の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約(平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号)の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

第 55 号議案

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条及び同法第 289 条並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第 12 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条及び同規約第 12 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議
書に代わる同意書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第 289 条の規定による財産処分並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第 12 条第 1 項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

1 解散の期日

令和 8 年 3 月 31 日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が

直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。

(2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。

(3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を該当認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。

(4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

(5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。

(6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

(1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。

(2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。

(3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

第 5 6 号議案

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日岐阜県指令第 1 3 2 6 1 号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 7 号議案

笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について

令和 7 年 8 月 1 3 日地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 3 項の規定に基づき、仮契約した笠松町公共施設巡回町民バスの購入について、次のとおり売買契約を締結するため、同法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年笠松町条例第 9 号）第 3 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 笠松町公共施設巡回町民バス |
| 2 | 契約の金額 | 金 4 4 , 7 9 8 , 0 8 0 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 岐阜県岐阜市北鶉 5 丁目 5 7 番地
岐阜日野自動車株式会社岐阜支店
支店長 松岡 康弘 |

第 58 号議案

町道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 2 3 1	無動寺 1 5 号線	無動寺	
		無動寺	

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算書

第 5 9 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度笠松町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 6 9 8, 3 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
19 繰越	金	288,541	247	288,788	
	1 繰越	金	288,541	247	288,788
21 町債		215,600	2,500	218,100	
	1 町債	債	215,600	2,500	218,100
歳 入	合 計	8,695,641	2,747	8,698,388	

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 教 育	費	1, 2 1 2, 4 5 2	2, 7 4 7	1, 2 1 5, 1 9 9
	5 保 健 体 育 費	3 3 3, 4 9 1	2, 7 4 7	3 3 6, 2 3 8
歳 出	合 計	8, 6 9 5, 6 4 1	2, 7 4 7	8, 6 9 8, 3 8 8

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債の方法	利率	償還の方法	補 限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設整備事業	37,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	39,500	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	288,541	247	288,788	1 前年度繰越金	247	前年度繰越金
計	288,541	247	288,788			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 教育債	116,600	2,500	119,100	1 教育・福祉施設等整備事業債	2,500	体育施設整備事業
計	215,600	2,500	218,100			

2 歳出

(款) 9 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
2 体育施設費	80,937	2,747	83,684		2,500	247	14 工事請負費	2,747	施設解体工事請負費	
計	333,491	2,747	336,238		2,500	247				

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算書

第 6 0 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度笠松町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 1, 9 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 9 6 0, 3 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更及び追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)			
款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 地 方 特 例 交 付 金			27,400	355	27,755
		1 地 方 特 例 交 付 金	27,400	355	27,755
10 地 方 交 付 税			1,430,000	81,000	1,511,000
		1 地 方 交 付 税	1,430,000	81,000	1,511,000
14 国 庫 支 出 金			1,429,109	28,885	1,457,994
		2 国 庫 補 助 金	342,810	28,737	371,547
		3 委 託 金	6,012	148	6,160
15 県 支 出 金			693,572	4,241	697,813
		2 県 補 助 金	165,426	3,241	168,667
		3 委 託 金	54,918	1,000	55,918
16 財 産 収 入			6,743	143	6,886
		1 財 産 運 用 収 入	6,741	143	6,884
17 寄 附 金			43,363	50,250	93,613
		1 寄 附 金	43,363	50,250	93,613
18 繰 入 金			562,201	△228,559	333,642
		1 特 別 会 計 繰 入 金	3	23,201	23,204
		2 基 金 繰 入 金	562,198	△251,760	310,438

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰越金		288,788	276,083	564,871
	1 繰越金	288,788	276,083	564,871
20 諸収入		74,165	13,059	87,224
	5 雑収入	59,514	13,059	72,573
21 町債		218,100	36,500	254,600
	1 町債	218,100	36,500	254,600
歳入	合 計	8,698,388	261,957	8,960,345

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務 費		1, 273, 580	52, 345	1, 325, 925	
	1 総 務 管 理 費	642, 510	5, 797	648, 307	
	2 企 画 費	253, 000	42, 958	295, 958	
	3 徴 税 費	243, 936	1, 600	245, 536	
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	110, 636	990	111, 626	
	6 統 計 調 査 費	9, 960	1, 000	10, 960	
3 民 生 費		3, 284, 798	16, 786	3, 301, 584	
	1 社 会 福 祉 費	2, 140, 715	3, 360	2, 144, 075	
	2 児 童 福 祉 費	1, 143, 983	13, 426	1, 157, 409	
4 衛 生 費		1, 199, 752	4, 746	1, 204, 498	
	1 保 健 衛 生 費	356, 115	4, 679	360, 794	
	2 清 掃 費	843, 637	67	843, 704	
6 商 工 費		69, 501	20, 007	89, 508	
	1 商 工 費	69, 501	20, 007	89, 508	
7 土 木 費		563, 958	36, 742	600, 700	
	2 道 路 橋 梁 費	159, 398	34, 128	193, 526	
	3 河 川 費	24, 606	1, 470	26, 076	
	4 都 市 計 画 費	302, 854	1, 144	303, 998	

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		1, 215, 199	6, 714	1, 221, 913
	1 教 育 総 務 費	292, 033	5, 724	297, 757
	5 保 健 体 育 費	336, 238	990	337, 228
11 諸 支 出 金		3, 003	124, 617	127, 620
	1 基 金 費	3, 003	124, 617	127, 620
歳 出 合 計		8, 698, 388	261, 957	8, 960, 345

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防 止対策事業債	56,700	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場合 は、その債権者と 協定した融資条件 による。ただし、町 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し、もし くは繰上償還又は 低利に借換える ことができる。	90,800	証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府・機構資金に ついては、その融 資条件による。銀 行、その他の場合 は、その債権者と 協定した融資条件 による。ただし、町 財政の都合により 据置期間及び償還 期限を短縮し、もし くは繰上償還又は 低利に借換える ことができる。				

2 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	2,400	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる資金について、利率の見 直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。 銀行、その他の場合は、その債権者と協定した 融資条件による。ただし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換えすることができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 地方特例交付金	27,400	355	27,755	1	地方特例交付金	355	
計	27,400	355	27,755				

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 地方交付税	1,430,000	81,000	1,511,000	1	地方交付税	81,000	
計	1,430,000	81,000	1,511,000				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 総務費国庫補助金	233,987	28,138	262,125	2	企画総務費補助金	27,148	デジタル基盤改革支援補助金 17,828 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 9,320
				3	戸籍住民基本台帳費補助金	990	社会保障・税番号制度システム整備費補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	46,533	82	46,615	1	障害福祉費補助金	82	障害者総合支援事業費補助金
4 土木費国庫補助金	23,916	517	24,433	2	都市計画費補助金	517	木造住宅耐震診断事業費補助金
							木造住宅耐震補強工事業費補助金
計	342,810	28,737	371,547				

(款) 14 国庫支出金
(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費委託金	4,968	148	5,116	1	社会福祉費委託金	148	年金生活者支援給付金支給事務委託金
計	6,012	148	6,160				

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費補助金	6,963	2,400	9,363	2	企画総務費補助金	2,400	岐阜県市町村支援補助金
2 民生費補助金	138,612	541	139,153	4	児童福祉費補助金	541	保育補助者雇上強化事業補助金
5 土木費補助金	1,965	300	2,265	1	都市計画費補助金	300	木造住宅耐震補強工事業費補助金
計	165,426	3,241	168,667				

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	54,797	1,000	55,797	4 統計調査費委託金	1,000	各種統計調査委託金
計	54,918	1,000	55,918			

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	4,620	143	4,763	1 利子及び配当金	143	ふるさと振興基金利子 福祉振興基金利子 社会資本整備基金利子 次期ごみ処理施設整備基金利子 みんなの健活プロジェクト基金利子 飼いの主のいない猫対策基金利子 教育振興基金利子
計	6,741	143	6,884			

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	43,310	50,250	93,560	1 企画費寄附金	50,000	かさまつ応援寄附金 企業版かさまつ応援寄附金
計	43,363	50,250	93,613	2 総務管理費寄附金	250	杉山邸施設整備寄附金

(款) 18 繰入金
(項) 1 特別会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険特別会計繰入金	1	3,362	3,363	1 国民健康保険特別会計繰入金	3,362	国民健康保険特別会計繰入金
3 介護保険特別会計繰入金	1	19,839	19,840	1 介護保険特別会計繰入金	19,839	介護保険特別会計繰入金
計	3	23,201	23,204			

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	251,760	△251,760		1 財政調整基金繰入金	△251,760	財政調整基金繰入
計	562,198	△251,760	310,438			

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	288,788	276,083	564,871	1 前年度繰越金	276,083	前年度繰越金
計	288,788	276,083	564,871			

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
3 雑入	59,512	13,059	72,571	4	雑入	13,059	プロモーショングッズ販売代金 トレカ配布事業者協力金
計	59,514	13,059	72,573				12,060 999

(款) 21 町債
(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 土木債	85,600	34,100	119,700	3	緊急自然災害防止対策 事業債	34,100	緊急自然災害防止対策事業
4 総務債		2,400	2,400	1	緊急防災・減災事業債	2,400	Jアラート瞬時警報システム更新事業
計	218,100	36,500	254,600				

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国県支出金	町 債				そ の 他		
3 財産管理費	44,819		44,819			250	△250	(財源内訳補正)			
4 電子計算費	139,976		139,976	17,828			△17,828	(財源内訳補正)			
5 町民バス運 行費	93,592	1,500	95,092				1,500	10 需用費	1,500	修繕料	
6 防災対策費	56,879	4,297	61,176		2,400		1,897	14 工事請負費	4,297	Jアラート更新設備等工事請負費	
計	642,510	5,797	648,307	17,828	2,400	250	△14,681				

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定町債	財源その他	一般財源	区分		金額
1 企画総務費	243,030	42,958	285,988			40,017	2,941	8 旅費	72 特別旅費	
								10 需用費	9,081 消耗品費	
								11 役務費	6,635 手数料	
								12 委託料	2,767 ふるさと納税業務委託料	2,461
								18 負担金補助及び交付金	33 まちづくり調査研究業務委託料	306
								24 積立金	各種会議研修負担金	
									ふるさと振興基金積立金	17
									かさまつ応援基金積立金	24,353
計	253,000	42,958	295,958			40,017	2,941			

(款) 2 総務費
(項) 3 徴税費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 金	町債	財源 その他	区 分	金 額	
1 税務総務費	199,152	1,600	200,752				22 償還金利子及び割引料	1,600	町税還付金
計	243,936	1,600	245,536						

(款) 2 総務費
(項) 4 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定国県支出金	町債	財源その他	一般財源	区分		金額
1 戸籍住民基本台帳費	110,636	990	111,626	990				12 委託料	990	戸籍システム改修委託料
計	110,636	990	111,626	990						

(款) 2 総務費
(項) 6 統計調査費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定町債	財源その他	区	分		金	額
1 統計調査費	9,960	1,000	10,960	1,000			一般財源	1 報酬	800	各種統計調査員等報酬	
								10 需用費	200	消耗品費	
計	9,960	1,000	10,960	1,000							

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 庫 支 出 金	町 債				そ の 他		
1 社会福祉総務費	659,928	△162	659,766				△162	22 償還金 利子及び割引料	169	返還金	
								27 繰出金	△331	国民健康保険特別会計繰出金 介護保険特別会計繰出金	△49 △282

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定財		その他			
				国県支出金	町債				
4 障害福祉費	761,778	2,610	764,388	82			一般財源	12 委託料	165 自立支援システム改修委託料
								22 償還金利子及び割引料	2,445 返還金
5 福祉医療費	255,211	763	255,974				763	22 償還金利子及び割引料	763 返還金
7 国民年金総務費	10,690	149	10,839	148			1	12 委託料	149 情報センター委託料
計	2,140,715	3,360	2,144,075	230			3,130		

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特 定 町 債	財源 その他		区 分	金 額	
1 児童措置費	1,036,861	9,444	1,046,305	541			8,903	18 負担金補助 及び交付金	619	保育補助者雇上強化事業補助金
								22 償還金利子 及び割引料	8,825	返還金
3 子育て支援 推進費	92,733	3,982	96,715				3,982	22 償還金利子 及び割引料	3,982	返還金
計	1,143,983	13,426	1,157,409	541			12,885			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定	財源		区分	金額	
					国県支出金	町債			
1 保健衛生総務費	176,842	1,622	178,464				22 償還金利子及び割引料	1,622	返還金
2 予防費	95,115	2,883	97,998				22 償還金利子及び割引料	2,883	返還金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定町債	財源その他	一般財源	区分	金額	
3 健康増進事業費	24,561	170	24,731				170	22 償還金利子及び割引料	170 返還金	
5 環境衛生費	44,708	4	44,712			4		24 積立金	4 飼い主のいない猫対策基金積立金	
計	356,115	4,679	360,794			4	4,675			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定町債	財源その他	一般財源	区分		金額
1 塵芥処理費	767,985	67	768,052			67		24 積立金	67 次期ごみ処理施設整備基金積立金	
計	843,637	67	843,704			67				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財 町債	財源 その他	一般財源	区分		金額
2 商工業振興費	28,780	1,488	30,268				1,488	18 負担金補助及び交付金	創業者支援事業補助金 創業者家賃助成金	1,000 488
3 観光費	33,510	18,519	52,029	2,400		13,059	3,060	10 需用費	497	消耗品費
								11 役務費	88	広告料
								12 委託料	17,934	プロモーション推進業務委託料
計	69,501	20,007	89,508	2,400		13,059	4,548			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定財源		一般財源	区分	金額	
					町債	その他				
1 道路維持費	64,241	23,836	88,077		23,800		36	14 工事請負費	23,836	側溝舗装等修繕工事請負費
2 道路新設改良費	63,137	10,292	73,429		10,300		△8	14 工事請負費	10,292	側溝舗装等新設改良工事請負費
計	159,398	34,128	193,526		34,100		28			

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 河川維持費	24,606	1,470	26,076				1,470	14 工事請負費	1,470	内水浸水対策工事請負費
計	24,606	1,470	26,076				1,470			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源	町債	その他	一般財源	区分	金額			
1 都市計画総務費	243,490	1,144	244,634	国県支出金	817			327	18 負担金補助及び交付金	1,144	耐震診断助成交付金 耐震改修助成交付金	55 1,089
計	302,854	1,144	303,998		817			327				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定財源 町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 教育総務費	292,033	5,724	297,757				5,724	22 償還金 		

(款) 9 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定支出金	町債	財源 その他	一般財源	区分	金額	
2 体育施設費	83,684	990	84,674				990	12 委託料	990	建築物点検業務委託料
3 学校給食費	247,869		247,869				△9,320	(財源内訳補正)		
計	336,238	990	337,228				△8,330			

(款) 11 諸支出金

(項) 1 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 債	国 県 支 出 金	一 般 財 源	そ の 他	区 分	金 額		
1 財政調整基金費	1,996	124,562	126,558					124,562	24 積立金	124,562	財政調整基金積立金
3 社会資本整備基金費	221	39	260				39		24 積立金	39	社会資本整備基金積立金
4 福祉振興基金費	52	9	61				9		24 積立金	9	福祉振興基金積立金
5 みんなの健康プロジェクト基金費	2	1	3				1		24 積立金	1	みんなの健康プロジェクト基金積立金
6 教育振興基金費	37	6	43				6		24 積立金	6	教育振興基金積立金
計	3,003	124,617	127,620				55	124,562			

令和 7 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第 6 1 号 議 案

令和 7 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 1 6 , 4 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 1 0 1 , 3 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	入				
5 繰 入	金		272,236	△49	272,187
		1 他 会 計 繰 入 金	152,236	△49	152,187
6 繰 越	金		1,000	109,992	110,992
		1 繰 越 金	1,000	109,992	110,992
8 国 庫 支 出 金	金			6,534	6,534
		1 国 庫 補 助 金		6,534	6,534
歳 入 合 計			1,984,860	116,477	2,101,337

(単位：千円)

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費		40,500	6,485	46,985	
	1 総 務 管 理 費	32,249		32,249	
	2 徴 税 費	8,051	6,485	14,536	
5 基 金 積 立 金		67,660	95,314	162,974	
	1 基 金 積 立 金	67,660	95,314	162,974	
6 諸 支 出 金		1,661	14,678	16,339	
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	1,660	11,315	12,975	
	2 繰 出 金	1	3,363	3,364	
歳 出 合 計		1,984,860	116,477	2,101,337	

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	152,236	△49	152,187	4 職員給与費等繰入金	△49	職員給与費等繰入金	
計	152,236	△49	152,187				

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 繰越金	1,000	109,992	110,992	1 前年度繰越金	109,992	前年度繰越金	
計	1,000	109,992	110,992				

(款) 8 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金		6,485	6,485	1 子ども・子育て支援事業費補助金	6,485	子ども・子育て支援事業費補助金	
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		49	49	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	49	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
計		6,534	6,534				

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定町債	国県支出金	一般財源	その他	区分	金額	
1 一般管理費	31,688		31,688		49		△49		(財源内訳補正)	
計	32,249		32,249		49		△49			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定町債	国県支出金	その他	一般財源	区分	金額		
1 賦課徴収費	8,051	6,485	14,536		6,485				12 委託料	6,485	情報センター委託料
計	8,051	6,485	14,536		6,485						

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定町債	国県支出金	一般財源	その他	区分	金額	
1 国民健康保険基金積立金	67,660	95,314	162,974			95,314	24 積立金	95,314	国民健康保険基金積立金	
計	67,660	95,314	162,974			95,314				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定町債	国県支出金	一般財源	区分	金額	
2 償還金	160	11,315	11,475			11,315	22 償還金利息及び割引料	11,315	返還金
計	1,660	11,315	12,975			11,315			

(款) 6 諸支出金
(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	国県支出金	町 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分		金 額
1 一般会計繰出金	1	3,363	3,364					3,363	27 繰出金	繰出金	
計	1	3,363	3,364					3,363			

令和 7 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第 6 2 号議案

令和 7 年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7, 8 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 0, 8 8 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
3 繰 入 金		99, 592	1	99, 593	
	1 他 会 計 繰 入 金	99, 592	1	99, 593	
4 繰 越 金		1	14, 648	14, 649	
	1 繰 越 金	1	14, 648	14, 649	
7 国 庫 支 出 金			3, 218	3, 218	
	1 国 庫 補 助 金		3, 218	3, 218	
歳 入 合 計		403, 022	17, 867	420, 889	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費		5, 4 1 9	3, 2 1 8	8, 6 3 7	
	2 徴 収 費	2, 5 0 9	3, 2 1 8	5, 7 2 7	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3 9 7, 1 5 1	1 3, 3 3 9	4 1 0, 4 9 0	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3 9 7, 1 5 1	1 3, 3 3 9	4 1 0, 4 9 0	
3 諸 支 出 金		1 5 2	1, 3 1 0	1, 4 6 2	
	2 繰 出 金	1	1, 3 1 0	1, 3 1 1	
歳 出 合 計		4 0 3, 0 2 2	1 7, 8 6 7	4 2 0, 8 8 9	

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	99,592	1	99,593	1 事務費繰入金	1	事務費繰入金
計	99,592	1	99,593			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	14,648	14,649	1 前年度繰越金	14,648	前年度繰越金
計	1	14,648	14,649			

(款) 7 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金		3,218	3,218	1 子ども・子育て支援事業費補助金	3,218	子ども・子育て支援事業費補助金
計		3,218	3,218			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		町債	その他	区分	金額	
				国県支出金						
1 徴収費	2,509	3,218	5,727	3,218						情報センター委託料
計	2,509	3,218	5,727	3,218						

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	町 債				そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	397,151	13,339	410,490				13,339	18 負担金補助 及び交付金	13,339	保険料等負担金
計	397,151	13,339	410,490				13,339			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特 定 財 源			区 分	
				国県支出金	町 債	そ の 他		
1 一般会計繰出金	1	1,310	1,311				1,310	繰出金
計	1	1,310	1,311				1,310	

令和 7 年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第 6 3 号 議 案

令和 7 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 5, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 5 8 2, 3 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
4 国 庫 支 出 金		5 5 5, 3 0 5	7 9 5	5 5 6, 1 0 0	
	1 国 庫 負 担 金	4 1 4, 3 8 0	△1	4 1 4, 3 7 9	
2 国 庫 補 助 金		1 4 0, 9 2 5	7 9 6	1 4 1, 7 2 1	
		6 2 9, 2 6 4	2 4 3	6 2 9, 5 0 7	
1 支 払 基 金 交 付 金		6 2 9, 2 6 4	2 4 3	6 2 9, 5 0 7	
		3 3 7, 8 0 7	4 3 7	3 3 8, 2 4 4	
1 県 負 担 金		3 2 6, 9 7 7	△1	3 2 6, 9 7 6	
	2 県 補 助 金	1 0, 8 3 0	4 3 8	1 1, 2 6 8	
4 5 3, 8 2 9		4 5 3, 8 2 9	2 6 6	4 5 4, 0 9 5	
	1 他 会 計 繰 入 金	3 7 0, 1 5 8	△2 8 2	3 6 9, 8 7 6	
2 基 金 繰 入 金		8 3, 6 7 1	5 4 8	8 4, 2 1 9	
1 繰 越 金		1	1 4 3, 5 5 9	1 4 3, 5 6 0	
	1 繰 越 金	1	1 4 3, 5 5 9	1 4 3, 5 6 0	
歳 入 合 計		2, 4 3 7, 0 3 8	1 4 5, 3 0 0	2, 5 8 2, 3 3 8	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費		45,756	56	45,812	
	2 徴 収 費	3,974	56	4,030	
2 保 険 給 付 費		2,281,088	906	2,281,994	
	1 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	2,107,617		2,107,617	
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 諸 費	46,956		46,956	
	3 介 護 諸 費	2,500		2,500	
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	65,980	906	66,886	
4 基 金 積 立 金	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	58,035		58,035	
		415	84,625	85,040	
5 諸 支 出 金	1 基 金 積 立 金	415	84,625	85,040	
		458	59,713	60,171	
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	451	39,879	40,330	
	2 繰 出 金	7	19,834	19,841	
歳 出 合 計		2,437,038	145,300	2,582,338	

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	414,380	△1	414,379	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	414,380	△1	414,379			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業費交付金	23,950	796	24,746	2 過年度分	796	前年度精算分
計	140,925	796	141,721			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 介護給付費交付金	615,893	244	616,137	1 現年度分	245	現年度分
				2 過年度分	△1	前年度精算分
2 地域支援事業費交付金	13,371	△1	13,370	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	629,264	243	629,507			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	326, 977	△1	326, 976	2 過年度分	△1	前年度精算分
計	326, 977	△1	326, 976			

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金	10, 830	438	11, 268	2 過年度分	438	前年度精算分
計	10, 830	438	11, 268			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	370, 158	△282	369, 876	1 介護給付費繰入金	113	介護給付費繰入金
				4 その他一般会計繰入金	△395	職員給与費等繰入金
計	370, 158	△282	369, 876			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険基金繰入金	83, 671	548	84, 219	1 介護保険基金繰入金	548	介護保険基金繰入金
計	83, 671	548	84, 219			

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節			明
				区	分	金 額	
1 繰越金							
	1	143,559	143,560	1	前年度繰越金	143,559	前年度繰越金
計	1	143,559	143,560				

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 賦課徴収費	3,974	56	4,030				56	10 需用費	14 印刷製本費	
								12 委託料	42 情報センター委託料	
計	3,974	56	4,030				56			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 居宅介護サービス費	1,006,572		1,006,572	△148			148	(財源内訳補正)		
2 施設介護サービス費	778,730		778,730	△118			118	(財源内訳補正)		
3 地域密着型介護サービス費	322,315		322,315	△48			48	(財源内訳補正)		
計	2,107,617		2,107,617	△314			314			

(款) 2 保険給付費
(項) 2 介護予防サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 介護予防サービス費	44, 827		44, 827	△6			6 (財源内訳補正)			
計	46, 956		46, 956	△6			6			

(款) 2 保険給付費
(項) 3 介護諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 審査支払手数料	2,500		2,500	△1			1	(財源内訳補正)		
計	2,500		2,500	△1			1			

(款) 2 保険給付費
(項) 4 高額介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源	町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 高額介護サービス費	58,471		58,471	国県支出金 △8			8 (財源内訳補正)			
2 高額医療合算介護サービス費	7,509	906	8,415	339		245	322	18 負担金補助 及び交付金	906	高額医療合算介護サービス費
計	65,980	906	66,886	331		245	330			

(款) 2 保険給付費
(項) 5 特定入所者介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債					
									その他	
1 特定入所者 介護サービス費	57,689		57,689	△10		10	(財源内訳補正)			
計	58,035		58,035	△10		10				

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	町 債	その他	一般財源	区 分	金 額	
1 介護保険基金積立金	415	84,625	85,040				84,625	24 積立金	84,625	介護保険基金積立金
計	415	84,625	85,040				84,625			

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
2 償還金	1	39,879	39,880				39,879	22 償還金利子及び割引料	39,879	返還金	
計	451	39,879	40,330				39,879				

(款) 5 諸支出金
(項) 2 繰出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	町 債	その他	区 分	金 額	
1 一般会計繰 出金	7	19,834	19,841	国県支出金 1,232		△2	27 繰出金	19,834	繰出金
計	7	19,834	19,841	1,232		△2			

第 6 4 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 6 5 号議案

令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 6 6 号議案

令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 6 7 号議案

令和 6 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 6 8 号議案

令和 6 年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町水道事業会計剰余金を処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 6 9 号議案

令和 6 年度笠松町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度笠松町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて町議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第 70 号議案

笠松町議会議員政治倫理条例について

笠松町議会議員政治倫理条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

提出者	笠松町議会議員	川 島 功 士
賛成者	笠松町議会議員	田 島 清 美
賛成者	笠松町議会議員	尾 関 俊 治
賛成者	笠松町議会議員	間 宮 寿 和
賛成者	笠松町議会議員	關 谷 樹 弘
賛成者	笠松町議会議員	高 橋 伸 治
賛成者	笠松町議会議員	竹 中 光 重
賛成者	笠松町議会議員	番 有 里
賛成者	笠松町議会議員	伊 神 和 弘

笠松町議会議員政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、笠松町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上に努め、町民に信頼される議会づくりを進めるとともに、民主的で公正な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、町民全体の代表者として町政に携わり公共の利益を追求するという自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない。

(政治倫理基準等)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に町民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (3) 政治活動は公正かつ清廉に行うものとし、政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても同様とする。
- (4) 町が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 町から補助金を受けている団体の代表に就任しないこと。ただし、やむを得ない事情により、その団体の代表に就任しようとするときは、議長にその旨を届け出し、議会の了承を得るものとする。辞任したときも同様とする。
- (6) 町の工事、不動産、物品等に関し、請負、売買、又は納入を行う企業の役員に就任しないこと。
- (7) 発言又は情報発信（報告会、チラシ、ウェブサイト等において行うものをいう。以下「発言等」という。）は、事実に基づいて行うこと。
- (8) 発言等において、他人の名誉を棄損し、又は人格を損なう行為をしないこと。
- (9) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 議員は、前項の政治倫理基準に反すると政治的、道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

（審査請求権）

第4条 議員について前条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定めるところによりこれを証する資料を添えて、その代表者から議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、笠松町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を審査会に付託する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内をもって組織する。

- 3 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 審査会の定足数及び表決については、笠松町議会委員会条例（昭和39年笠松町条例第3号）第12条及び第13条の規定を準用する。
- 6 委員の任期は、次条第5項の規定による審査結果の報告が終了したときまでとする。ただし、委員が任期の途中で議員の職を失ったときは、その任期を終了する。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職又は議員の職を退いた後も、同様とする。
- 8 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（政治倫理基準等違反行為の審査）

第6条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反する行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、審査事案に関与したとされる議員（以下「関係議員」という。）に審査会の会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、第1項の審査を行うため、関係議員その他の者に対し事情聴取等の必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、原則として非公開とする。ただし、委員長が特に許可した場合は公開とすることができる。
- 5 委員長は、審査結果を議長に文書をもって報告しなければならない。
- 6 議長は、前項の報告があった場合には、報告文書の写しを当該審査請求をした者に送付するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

（議員の協力義務）

第7条 関係議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

（審査結果の措置）

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理審査基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するために次に掲げる措置を講じることができる。

- （1） 議員の辞職勧告
- （2） 議会の役職の辞任勧告
- （3） この条例の規定を遵守させるための警告

- (４) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置
(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 7 1 号議案

笠松町議会議員政治倫理条例施行規則について

笠松町議会議員政治倫理条例施行規則を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

提出者	笠松町議会議員	川 島 功 士
賛成者	笠松町議会議員	田 島 清 美
賛成者	笠松町議会議員	尾 関 俊 治
賛成者	笠松町議会議員	間 宮 寿 和
賛成者	笠松町議会議員	關 谷 樹 弘
賛成者	笠松町議会議員	高 橋 伸 治
賛成者	笠松町議会議員	竹 中 光 重
賛成者	笠松町議会議員	番 有 里
賛成者	笠松町議会議員	伊 神 和 弘

笠松町議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、笠松町議会議員政治倫理条例(令和 年笠松町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手続き)

第 2 条 条例第 4 条の規定により審査請求しようとする者は、当該請求を行う時点において本町の選挙人名簿に登録されている者で、その総数の 1 0 0 分の 1 以上の者、議員にあっては議員定数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって、審査請求書(様式第 1 号)を議長に提出しなければならない。

(審査会の組織)

第 3 条 条例第 5 条に規定する笠松町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

（審査会の会議）

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議事を進行する。

2 審査会は、条例第6条第1項の審査を行うため、審査事案に関与したとされる議員又はその他の者に対し必要な資料の請求をすることができる。

3 審査会は、条例第6条第1項の審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

（審査結果の公表）

第5条 条例第6条第6項の規定による公表は、笠松町広報誌、笠松町議会ホームページ等により行うものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

笠松町議会
議長 様

（審査請求代表者）
住所 羽島郡笠松町
氏名

審 査 請 求 書

笠松町議会議員政治倫理条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象議員	
政治倫理基準に違反すると考えられる内容	
政治倫理基準に違反すると考えられた根拠	笠松町議会議員政治倫理条例 第 3 条第 1 項中第 号
政治倫理基準に違反すると考えられたことを証する資料	

審査請求者名簿

笠松町議会議員政治倫理条例施行規則第 2 条の規定により、_____議員に係る審査を請求するために署名します。

番号	署名年月日	住 所	氏 名
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	
		笠松町	

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
 2 氏名は、自署すること。

第 7 2 号議案

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日 提 出

提出者 総務文教常任委員長 尾 関 俊 治

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となりうる地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証をす

る機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

岐阜県羽島郡笠松町議会

国会及び関係行政庁 宛